

個人情報保護委員会（第323回）議事概要

- 1 日 時：令和7年5月28日（水）11:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、
梶田委員、高村委員、小笠原委員、宍戸委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、
佐々木総務課長、吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、
片岡参事官、澤田参事官

4 議事の概要

（1）新任の委員長からの挨拶について

手塚委員長から「個人情報保護委員会は、平成28年1月1日に、前身の2年前にできた特定個人情報保護委員会を引き継ぎ、設立された。

平成26年1月1日の特定個人情報保護委員会の設立時、初代の非常勤委員を拝命し、平成の5年間、委員会の活動に携わってきた。そして、この度、令和7年5月23日から委員長を拝命することになった。

令和5年4月1日にデジタル社会形成整備法による個人情報保護法の改正が全面施行され、個人情報保護法制の一元化が完全に始動して2年が過ぎた。真の意味での我が国における個人情報保護の司令塔になっている。

昨今の個人情報保護法制を取り巻く環境を見ると、生成AIに代表されるように、国内のみならず国際的な領域での様々な主体によるデータ連携が生まれてきている。当然、個人情報も重要なデータとして扱われるので、グローバル化した国際社会における個人情報保護法制の調和・国際的枠組みの構築にどのように寄与していくかが極めて重要な課題になる。

特に、資源の乏しい我が国にとっては、個人情報は産業競争力の源泉であるので、この個人情報を適正に活用することがビジネスの面からも必須である。その一方でプライバシーの問題を払拭するための適正な個人情報の保護も不可欠となる。

この個人情報の活用と保護を、いかにバランスさせるかが最大の課題である。これについては、各方面の意見を集約して、我が国の文化や社会制度に根ざした、他国にない個人情報保護法制（ジャパン・ウェイ）を創生することが、委員会の責務であると考えている。

委員長として、これらの課題に真摯に向き合い、丁寧な対応をしてまいりたいと思う。

そのためには、これまでの委員会の議論の蓄積を大事にしつつ、同時に、自由闊達な議論をしていただき、委員会の運営を行っていきたい。また、事務局職員の方々と共に歩んでいくので、ご助力を心よりお願い申し上げる」旨の挨拶があった。

- (2) 議題1：国税庁（国税関係事務）の全項目評価書（国税・地方税当局間での照会・回答業務のデジタル化に伴う再実施）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

本評価書について承認され、国税庁に対し、評価書が承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知することとなった。

なお、本議題については、資料1-1及び1-2と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

- (3) 議題2：個人情報等の適正な取扱いに関係する政策の基本原則に沿った政策立案のためのガイダンス（案）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

宍戸委員から「ただいま御説明いただいた「個人情報等の適正な取扱いに関係する政策の基本原則に沿った政策立案のためのガイダンス」は、非常に適切な内容を、適時にこのように文書としてまとめていただいているものと考えている。

現在、政府においては、データ利活用制度の在り方に関する基本方針の策定に向けた議論が、デジタル行財政改革会議の下で進められており、そこにおいては、データ利活用を促す仕組みの整備と個人情報保護法のアップデートをセットで進める議論がこれまでなされてきたところである。

今後、政府において、そのような基本方針が策定された場合には、例えば医療や教育など、個人の権利利益に関わる、しかし同時に、先ほど委員長が御挨拶でおっしゃったような、経済社会の発展という観点から見ても不可欠なデータ利活用の取扱いに向けて、政府全体、また各方面において、政策をめぐる議論が進められていくことが予想される。

このような状況において、個人情報保護政策の一体性を維持しつつ、先ほど説明にあったような、政策分野ごとの特性を踏まえたデータの利活用を進めていくという観点から、合理的で透明性の高い議論を進める上で、このガイダンスは、関係する方々にとって、極めて有効な資料になるのではないかと考えている。

また、この基本原則を策定以降、約3年が経過し、デジタル社会の進展が進んでいる中、3年ごとに見直しにおいて当委員会で議論されてきた、また、様々なステークホルダーから頂いた知見を踏まえて、具体的な記載がなされているということも非常に重要なことであり、政府全体、あるいは官民全体でのデータ利活用、それから個人の権利利益の保護のバランスに関して、個人情報保護政策の司令塔たる当委員会の重要な貢献であると考えている。

まず、委員会及び事務局においては、この文書を適切に活用し、御相談があった国の行政機関等に対して、この文書に即して、適切な支援を行うと同

時に、委員会自身、あるいは事務局内部も含めて、このガイダンスを有効に活用して、例えば委員会で議論しなければいけない問題について、基本原則の観点、あるいはガイダンスの観点でいえば、こういう点が論点なのではないかというように議論を整理するなど、当委員会自体が期待されている機能のバージョンアップにもつながるよう活用していければと思っている」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

以上